

かおり幼稚園の学校感染症対応措置要項 (H21.9.1.改定・施行)

[登園停止措置]

園児が、下記の第1種、第2種及び第3種に該当する感染症に罹り、又はその疑いがあるとき及び罹るおそれが高いときは、他の園児への感染を防ぐため、学校保健安全法第19条の規定を適用して、他の園児へ感染しないと判断されるまでの期間、園長は当該園児の登園を停止する。

登園停止の指示を受けた園児が登園を再開する際には、医師の証明書(様式1)を園長へ提出して、登園再開の許可を得なければならない。但し、結核を除く第2種の感染症に罹った園児が登園を再開する場合には、学校保健安全法施行規則に規定された基準の期間を厳格に経過し、その旨を保護者が証明する(様式2)ことで、医師の証明書の提出を省略できるものとする。ただし、基準期間を経過する以前から登園を再開する場合又は基準期間を大幅に過ぎてから登園を再開する場合は、医師の証明書を省略することができない。

登園停止の期間中、当該園児については「出席すべき保育日」に算入せず、登園しなくとも欠席日数に加えない。

(第1種) - 学校保健安全法施行規則第18条第1項1号

- エボラ出血熱
- クリミア・コンゴ出血熱
- 痘そう
- 南米出血熱
- ペスト
- マールブルグ病
- ラッサ熱
- 流行性灰白髄炎(ポリオ)
- ジフテリア
- 重傷急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルスであるもの)
- 新型インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1等)

(第2種) - 学校保健安全法施行規則第18条第1項2号

- インフルエンザ(新型インフルエンザを除く)
- 百日せき
- 麻疹(はしか)
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- 風疹(三日はしか)
- 水痘(みずぼうそう)
- 咽頭結膜熱(プール熱)
- 結核

(第3種) - 学校保健安全法施行規則第18条第1項3号

- コレラ
- 細菌性赤痢
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 腸チフス、パラチフス
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- 溶連菌感染症
- 流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス、ロタウイルス等)

[登園停止対象としない感染症]

感染症であり、他園児への感染の可能性があるが、各々の理由で登園停止とはしない。

- 手足口病 - 軽症例が多い・発症前後の長期に渡り病原体を排出

- ウイルス性肝炎－発病初期直後に伝染力低下・限定的伝染経路
- 伝染性紅斑（リンゴ病）－発症時には伝染力低下
- ヘルパンギーナ－罹患の際の症状が軽微・感染力が強くない
- マイコプラズマ感染症－急性期を過ぎると伝染力低下
- 伝染性嘔吐下痢症－経口感染が主で、感染が強くない
- 水いぼ－弱い接触感染 ※直接接触を防止する。 プール不可
- とびひ－接触感染 ※直接接触を防止する。 プール不可

[医師の証明書を省略できる感染症の登園停止期間]

- インフルエンザ（H1N1含む）：平熱に解熱後2日間経過するまで
- 百日せき：特有の咳が消失するまで
- 麻疹（はしか）：平熱に解熱後3日間経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）：耳下腺の腫脹が消失するまで
- 風疹（三日はしか）：発疹が消失するまで
- 水痘（みずぼうそう）：すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱）：主要症状が消退した後2日間を経過するまで

※ この医師の証明書省略措置は、保護者の皆様の誠意を信頼し、治癒後の通院のリスクを避けるためのもので、他の園児への感染防止について、保護者の細心の注意と適正な判断が不可欠な条件です。

なお、「解熱後～日間」とは、平熱になってから継続しての日数であり、平熱になった日を0日として次の日からの日数です。

園内での大流行を防ぐために、平素より感染予防の生活習慣を身につけさせるよう努めると共に上記以外にも臨機応変の措置を取ります。また、園児の健康観察をした教職員が、登園停止に該当する感染症へ罹患している疑いが高いと認められた場合は、管理職職員等へ報告のうえ保護者へ連絡し、医師の診察を受けるよう要請する。

なお、近年、医療の発達とは裏腹に、新しい病原体による感染症が発生し、特に幼稚園児では免疫力が弱いために、園内での集団感染の危険が増しており、免疫力獲得の機会ではあるが、重篤な病状に陥る危険もあるので、教育活動の一時的停滞、保護者の不便等を勘案するにしても、園又は学級全体の園児集団の利益を最優先に、園医や関係機関と相談しながら、必要な措置（休園や学級閉鎖、登園停止対象の拡大等）を取るものとする。

また、新型感染症等が発生・流行し、国及び地方公共団体等からの指示や要請がある場合は、上記に加えて、適正な措置を取るものとする。

※ この改正は、「学校保健安全法」（旧学校保健法）が平成21年4月1日から改正施行されたのに伴うもので、この要項以外に、感染予防に関する学校保健安全法及び感染症予防法等の関係法令を適用する。

(様式1)

医療機関各位殿

お手数をおかけ致しますが、受診しております下記園児が、他園児への感染の恐れが無くなりましたら、下の証明書の発行をお願い申し上げます。

かおり幼稚園長 鮎川 剛

登園許可証明書

かおり幼稚園長 宛

園児氏名

上記の者は、(感染症名)_____

に関して、他園児への感染の恐れがないものと思われるので、学校保健安全法施行令第6条による出席停止を解除し、平成____年____月____日から登園しても支障がないことを証明する。

平成 年 月 日

所在地_____

医療機関名_____

医師名_____ (印)

{登園後の注意事項} (特に必要な事がございましたらご教示下さい)

(様式2)

登園停止に関する
保護者証明書
(第2種感染症に限る－結核を除く)

_____ 組 (園児氏名) _____

平成____年____月____日から登園停止の措置で休園しておりましたが、

下記の通りの状況で、学校保健安全法施行規則第19条第2号のイ～ト、又は、「かおり幼稚園の学校感染症対応措置要項」中の「医師の証明書を省略できる感染症の登園停止期間」を経過致しました。

記

1 感染症名：_____

2 発症年月日：平成____年____月____日 _____時ころ

3 医療機関初診年月日：平成____年____月____日 _____時ころ

最終受診年月日：平成____年____月____日 _____時ころ

4 受診医療機関名：_____

5の1 解熱年月日：平成____年____月____日 _____時 (時刻まで記入)

(インフルエンザ・麻しんの場合記入)

5の2 症状の消失年月日：平成____年____月____日 _____時

(百日咳・耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱)

上記のとおり 規定の登園停止期間を

厳密に経過したことを証明します

平成____年____月____日

保護者氏名 _____ (印)